

福祉制度をご存じですか？～子どものしあわせのために～

問合せ:すこやか子育て課 子育て支援・児童福祉担当 ☎ 991-1876
いきいき福祉課 障がい福祉担当 ☎ 991-1877

■児童扶養手当(すこやか子育て課)

父母の離婚など何らかの理由で父又は母のいない子どもを育てている方や、父又は母に一定の障がいがあり、子どもを育てている方に支給される手当で、所得にかかわらず申請できます。ただし、申請する方やその配偶者及び同居等生計を同じくしている扶養義務者(申請者の直系血族、兄弟姉妹)の所得により、手当の支給に制限等があります。

手当の額(平成30年4月～)※8月支払い分～ 年3回支給

子どもの人数	月額(全部支給)	月額(一部支給) ※所得に応じて
1人	42,500円	42,490円～10,030円
2人	10,040円を加算	10,030円～ 5,020円
3人以上	1人につき6,020円を加算	6,010円～ 3,010円

■ひとり親家庭等医療費の助成(すこやか子育て課)

母子・父子家庭などの方に、病院にかかったときに支払った医療費の一部を支給します。

支給対象者は、ひとり親家庭等の18歳になる年度末までの児童とその母(父)又は養育者です。一部負担金から次の自己負担額を控除した額が支給されます。

〈支給対象者が市町村民税課税者の場合〉

- ①医療機関等ごと 1人につき 通院 1,000円/月
- ②医療機関等ごと 1人につき 入院 1,200円/日

ただし、薬局分の医療費については、自己負担金は発生しません。



■母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度(すこやか子育て課)

母子家庭のお母さん及び父子家庭のお父さん並びに寡婦の方の経済的自立や、扶養しているお子さんの福祉増進のために、必要な資金をお貸しする制度です。

■特別児童扶養手当(いきいき福祉課)

精神又は身体に一定の障がいのある子どもを育てている方に支給される手当です。

申請を受け付けた翌月分から手当の対象になります。

手当の額(平成30年4月～)
※8月支払い分～ 年3回支給

障がいの状態	月額(1人について)
1級(重度)	51,700円
2級(中度)	34,430円

現在、児童扶養手当・特別児童扶養手当を受けている方(支給停止の方も含む)は、8月に現況届の提出が必要です。対象の方には、後日個別に通知します。

※申請には、必要な書類があります。これらの福祉制度には所得制限があり、助成できない場合があります。

こども医療費受給資格証の更新について～小中学生の受給資格証を送付します～

問合せ:すこやか子育て課 子育て支援・児童福祉担当 ☎ 991-1876

■小中学生の保護者の方

小中学生の「こども医療費受給資格証(就学児用)」は、毎年8月に更新します(再度登録申請は不要)。7月下旬頃に、8月からお使いいただく新しい受給資格証を送付します。

ただし、町税に滞納のある方については、通院医療費を助成できない場合があります。その場合は、支給停止通知と入院医療費用の受給資格証を送付します。

■小学校就学前のお子さんの保護者の方

就学前のお子さんの「こども医療費受給資格証(乳幼児用)」は、認定から6歳の誕生日後の最初の3月31日までお使いいただけます。町税の滞納による支給制限はありません。

また、お子さんが就学する際には、就学児用の受給資格証の交付申請が必要です。(小学校に入学する年の1月頃に受給資格登録申請書を送付します。)